

# 平成 27 年度 定期監査報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づく監査

## 第 2 監査の方法

平成 27 年度（平成 27 年 9 月 30 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提供を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、条例や関係法規に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、経費に見合った効果を挙げているか等について主眼を置き監査を実施した。

## 第 3 監査の対象

消防本部（P2～5）

教育部（P6～28）

総務課（P6～8）、学務課（P9～12）、学校指導課（P13～15）、いきいき学び課（P16～18）、文化財課（P19～20）、市史編集課（P21～22）、博物館（P23～24）、給食センター（P25～26）、図書館（P27～28）

## 第 4 監査の期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 22 日まで

## 第 5 監査の結果

次のとおりである。

※ 文中「指摘事項等」は次の区分によるものとする。

- （1）指摘事項 重大な違法、不当及び不正が見とめられる状況への指摘とする。
- （2）是正事項 違法性や不当性等は見られないが、改善を要する悪い状況に対し対応を求める。
- （3）注意事項 好ましくない状況が見受けられるので、気をつけるよう申し述べること。
- （4）要望事項 予算執行の効果や事業成績の見地から、事態の向上を求め望むこと。

## 《 消防本部 》

### 1 職員の配置状況

総務課の職員の配置状況は、課長 1 人、課長補佐兼係長 1 人、係長 1 人の計 3 人である。

予防課の職員の配置状況は、課長 1 人、係長 2 人、士長 2 人の計 5 人である。

消防署の職員の配置状況、所長 1 人、次席兼係長 3 人、所長 3 人、司令補 7 人、士長 16 人、副士長 6 人、消防士 14 人、その他消防員 4 人の計 54 人である。

消防本部合計で消防長含め 63 人が配置されており、うち 2 人については、沖縄県消防通信指令センターへ派遣されている。

### 2 主な事務事業

総務課は、組織及び企画に関すること、条例・規則・規程等の制定改廃に関すること、職員及び消防団員の福利厚生に関すること、消防統計に関すること、財産の取得及び処分の手続き並びに財産の管理に関すること、消防施設の整備に関すること等を所掌している。

予防課においては、火災の予防広報及び防火思想の普及及び宣伝に関すること、防火対象物の査察・指導に関すること、防火管理者の指導・教養に関すること、幼年防火クラブ及び女性防火クラブに関すること、危険物施設の許認可に関すること、危険物施設の査察指導に関すること、消防計画に関すること、気象及び火災警報に関すること、自主防災組織に関すること、消防団に関すること等を所掌している。

消防署においては、署員の教養訓練及び服務に関すること。災害の警戒及び防ぎよに関すること、火災調査及び予防に関すること、救急・救急活動及び事務に関すること、消防職団員の訓練及び演習の計画実施に関すること、火災警報に関すること、消防団に関すること、自主防災組織の訓練指導に関すること等を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入について

予算現額 2 億 3,990 万 3,000 円に対し、調定額は 3 万 4,004 円で、予算現額に対し 0.01%、収入済額は 2 万 9,604 円で、調定額に対し 87.1%となっている。

## **(2) 歳出について**

予算現額 7 億 7,701 万 1,000 円に対し、支出負担行為済額は 2 億 9,565 万 2,751 円で、予算現額に対し 38.1%、支出済額は 2 億 8,189 万 7,769 円で、支出負担行為済額に対し 95.3%となっている。

## **4 資金前渡について**

資金前渡資金については、小型移動クレーン運転技能講習の出席者負担金 8 万 2,695 円である。この前渡資金について、支出負担行為書兼支出調書、精算書、領収書等を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

## **5 契約事務の状況について**

### **(1) 業務委託契約について**

業務委託契約は、塵芥処理業務委託（消防署・伊原間出張所・川平出張所）（22 万 864 円）、消防用無線電話設備保守点検業務委託（86 万 4,000 円）、消防用無線中継設備保守点検業務委託（38 万 4,480 円）、簡易型指令システム保守点検業務委託（42 万 3,360 円）、自家用電気工作物保安管理業務委託（消防庁舎）（19 万 4,400 円）、尿尿浄化槽の維持管理に関する委託（4 万 9,680 円）などの契約である。

これらについて、支出負担行為書、予定価格調書、契約書等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

使用料及び賃借料の契約については、複写機賃借（長期継続契約年額 31 万 5,000 円）、貸室賃貸借（派遣職員）（82 万 4,750 円）、貸室賃貸借（派遣職員）（56 万 7,000 円）、貸室賃貸借（派遣職員）（62 万 3,052 円）等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### **(3) 工事請負契約について**

#### **(平成 27 年度分)**

平成 27 年度における工事については、防災倉庫設置工事、車庫屋根修繕工事が予算計上されているが、上半期においてもなお、未契約となっている。

## (平成 26 年度分)

平成 26 年度における工事請負契約については、救急救助資機材収納庫整備工事（1,124 万 6,040 円）、消防庁舎改修工事（1,990 万 4,400 円）である。

これらについて、入札書、改札調書、契約書、予定価格調書、採点制限価格調書、支出負担行為書、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 6 財産の管理状況について

### (1) 借用財産について

借用財産については、庁舎（消防本部）敷地及び救急搬送ヘリポート敷地用の土地の賃借として、国有地（7,324.02 m<sup>2</sup>）、沖縄県有地 2,736.56 m<sup>2</sup>）をそれぞれ賃借している。国有財産の借入れについては、平成 26 年 4 月 11 日から平成 29 年 3 月 31 日までの契約である。

また、伊原間出張所においては、伊原間公民館の土地（495 m<sup>2</sup>）を賃借している。

これらの土地の賃貸借について、契約書、支出負担行為書等を審査した結果、伊原間公民館との土地賃貸借契約において、「土地賃貸借契約書」は課税文書に該当するが、契約金額に応じた収入印紙が未貼付であった。

### (2) 車両の管理について

車両の管理については、33 台の車両等を管理している。これらの車両等のうち、沖縄 828 は 66（水槽付ポンプ車）、沖縄 828 さ 365（ジープ車）、沖縄 828 さ 394（消防団救急救助資機材車）、石垣市 1900（原動機付自転車）、沖縄 828 さ 301（救急車）の車両について、運行日誌、自動車検査証、任意保険等を確認した結果、おおむね良好に管理されている。

## 7 補助金の交付について

補助金については、平成 26 年度石垣市防火委員会補助金（19 万 5,000 円）、平成 27 年度石垣市防火委員会補助金（19 万 5,000 円）である。

これらの補助金について、支出負担行為書、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、決算書等を審査した結果、平成 26 年度の防火委員会補助金において、概算払いで補助金を交付されているが、未精算のままであった。

## **8 サービスの管理状況**

### **(1) 夏期休暇の取得について**

一部の職員において、夏期休暇の取得を「日単位」でなく「時間単位」での取得が見受けられた。

## **9 指摘事項等**

### **(1) 借用財産について（是正事項）**

伊原間公民館との土地賃貸借契約において、「土地賃貸借契約書」は課税文書に該当するため、契約金額に応じた収入印紙を貼付されたい。

### **(2) 補助金の交付について（是正事項）**

平成 26 年度の防火委員会補助金において、概算払いでの補助金交付に対し未精算であったため、改められたい。

### **(3) 夏期休暇の取得について（注意事項）**

一部の職員において、夏期休暇の取得を「日単位」でなく「時間単位」での取得が見受けられたので、夏期休暇付与の目的を認識のうえ、「日単位」での取得に改められたい。

### **(4) 平成 27 年度工事請負契約について（要望事項）**

上半期においてもなお、未契約となっていたことから上半期での執行率の向上に努めていただきたい。

### **(5) 補助金の交付について（要望事項）**

「石垣市補助金等交付規則の運用について」の「1 補助金等交付規程等の制定について」の規定に基づき、個別の「石垣市防火委員会補助金交付要綱」等の制定の必要性がないか検討されたい。

《 総務課 》

**1 職員の配置状況**

総務課の職員配置状況は、職員 6 名（課長 1 名、総務係 3 名、企画調整 2 名）、賃金職員 2 名（総務係）となっている。

**2 主な事務事業**

総務課は奨学基金に関すること、教育事務点検評価に関すること、大濱信泉記念館に関すること、教育委員会会議に関すること、八重山地区市町教育委員会協議会に関すること、学校職員安全衛生管理に関すること、スクールバスに関すること、県費負担教職員の服務に関すること等を含む 45 の事務を所掌している。

**3 予算の執行状況**

**（1）歳入の執行について**

予算現額 2,998 万 8 千円に対し、調定額は 3,394 万 2,251 円で、執行率は 113%である。また、調定額に対する収入済額は 397 万 4,903 円で、収納率は 12%となっている。調定額が予算現額を上回っている理由は、奨学貸付金滞納繰越金の予算現額 120 万円に対し、調定額が 1,853 万 2,000 円となっていることによる。

**（2）歳出の執行について**

予算現額 10 億 8,774 万 6,000 円に対し、支出負担行為額は 5 億 4,304 万 2,038 円で、執行率は 50%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 4 億 9,097 万 736 円で、執行率は 90%となっている。

支出に関する財務会計事務について審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

**（3）収入未済額及び滞納整理状況について**

平成 27 年 9 月末現在、奨学金貸付金元利収入において 2,994 万 8,000 円の収入未済額が発生している。

現年度分：1,203 万 7,000 円、過年度分：1,791 万 1,000 円（内平成 25 年度以前分：1,379 万 6,000 円 22 件）となっている。

#### **(4) 資金前渡について**

1件の出席者負担金について支出が行なわれ、後日戻入されている。そのことも踏まえたうえで審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

### **4 契約事務の状況**

#### **(1) 業務委託契約について**

今年度の業務委託契約として、ごみ収集処理業務委託(9万9,600円)、大濱信泉記念館指定管理委託(400万円)、スクールバス運行委託(228万円×2名)について契約が締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行った結果、おおむね適正に行なわれていることを認めた。

#### **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

主な使用料及び賃借料の契約として、複写機賃貸借契約(年額56万2,399円)や印刷機賃貸借契約(年額13万2,300円)などの契約が締結されており、これらの契約について、入札、契約、支出などに係る書類の審査を行った結果、適正に処理されていることを認めた。

### **5 財産の管理状況**

#### **(1) 行政財産の管理について**

教育委員会庁舎(土地・建物)、大濱信泉記念館(土地・建物)を管理している。

大濱信泉記念館は指定管理者により管理運営されており642件244万7,500円の利用率収入が見られ、収納未済金は見られない。

#### **(2) 車両の管理について**

5台の車両を管理しており、うち4台がリースである。関係台帳やリース契約書等を審査した結果、おおむね適正に管理されているが、沖縄46ろ3715ライトエースについて、運行日誌に多くの誤記、未記載が見受けられる。

### **6 補助金の交付状況について**

八重山地区小中学校校長会、八重山地区公立小中学校教頭会、八重山地区小学校体育連盟など9団体に対して補助金の交付を行っており、交付申請、交付額決定、実績報告、交付額確定、概算払いならば精算などの処理について審査を行った結果、一部精算が行なわれていない補助金が見られたが、おおむね適正に処理されてい

ることを認めた。

## 7 サービスの管理状況

際立った残業や欠勤など見られず、適正に管理が行なわれていることを認めた。

## 8 指摘事項等

### (1) 奨学貸付金償還金の徴収事務について（是正事項）

過年度分の奨学貸付金償還金の滞納について、督促状の送付が行なわれていない状況が見られた。

未収金が発生した場合、石垣市債権管理条例第7条第1項では「市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定されており、石垣市財務規則第38条及び石垣市債権管理条例施行規則第3条において「督促は、原則として履行期限後20日以内に督促状により行う。」と規定されていることから、規定に沿った徴収事務を行なうよう改善を求める。

### (2) 「スクールバス運行委託契約」の業務委託について（注意事項及び要望事項）

業務委託者2名の選定は、学校長より提出された推薦書に従い行われているが、その内容はコピー&ペーストで作成され、ミスにより同じ文言が繰り返されるなど公文として不適切な部分が見受けられた。

また児童を乗せて運行するバスであることから、運転手の雇用にあたっては健康診断書の提出を求め、安全な運行管理についての要綱などを作成する必要があると考える。

### (3) 補助金（概算払い）の精算について（注意事項）

八重山中学校体育連盟補助金と私立学校助成金について、概算払いにより支出されているが、精算が行なわれていない。

石垣市財務規則第55条において「支払事務の完了後7日以内に精算書に債権者から徴した領収書又は支払いを証明するに足りる書類を添えて精算しなければならない。」と規定されているが、補助金については財政援助団体の決算報告を以て補助金額が確定した段階で精算を行うことが適当であると考えられる。



## 《 学務課 》

### 1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、職員 11 名（課長 1 名、施設係 5 名、学務係 5 名）、臨時的任用職員 1 名（学務係）、賃金職員 1 名（学務係）となっている。

### 2 主な事務事業

学務課は、学校割当て予算の編成及び執行に関する事、学校の環境衛生に関する事、学校施設使用及び使用料に関する事、児童、生徒の就学及び就学猶予並びに転入学、退学その他学籍に関する事、園児、児童、生徒、教職員の健康診断に関する事、幼稚園児の入園、中途入園、再入園、退園、転園、園籍に関する事、幼稚園入園料及び保育料並びに預かり保育料徴収事務に関する事、教科書給与事務、教師用教科書及び教師用指導書に関する事、へき地児童生徒援助費等補助金(修学旅行費・保健管理費)に関する事、遠距離児童生徒通学費補助に関する事、学校施設の整備計画に関する事等を含む 39 の事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入の執行について

予算現額 13 億 2,052 万 8,000 円に対し、調定額は 4,198 万 5,546 円で、執行率は 3%である。また、調定額に対する収入済額は 2,860 万 9,196 円で、執行率は 68%となっている。

また、学校施設環境改善交付金 8,246 万 7,000 円、義務教育施設整備事業債（小学校債）8,040 万円が明許繰越費として計上されている。

#### (2) 歳出の執行について

予算現額 19 億 7,540 万 9,000 円に対し、支出負担行為額は 6 億 1,288 万 4,488 円で、執行率は 31%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 3 億 9,058 万 8,104 円で、執行率は 63%となっている。

地域消費喚起・生活支援事業 4,052 万 9,000 円、明石小学校屋内運動場新增改築事業（小学校費）2 億 244 万 6,000 円、登野城小学校校舎新增改築事業(小学校費)3,283 万 9,000 円、合計で 2 億 7,581 万 4,000 円が明許繰越費として計上されており、支出負担行為済額は 2 億 1,954 万 3,779 円で執行率は 80%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 4,596 万 7,124 円で執行率は 21%とな

っている。

### (3) 収入未済額及び滞納整理状況について

#### ○ 現年度分

9月末時点での現年度分の収納未済額は1,257万1,650円となっている。

#### ○ 過年度分

- ① 市立幼稚園預かり保育料滞納繰越分（平成24～25年度）  
26万円（52件）
- ② 市立幼稚園保育料滞納繰越分（平成13～25年度）  
220万6,500円（514件）
- ③ 市立幼稚園入園料滞納繰越分（平成24年度）  
7万3,000円（9件）

上記のとおり調定が行なわれており、②において9月末までに計10万円が収納されたのみとなっている。また、生活困窮などを主な理由として法的措置（強制執行等）は執られていない。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

主な業務委託契約として、学校ネットワークシステム保守管理委託（51万5,160円）、小学校機械及び巡回警備業務（291万6,000円）、小学校プール監視補助業務委託（2件：138万8,620円・192万9,312円）、登野城小学校校舎新增改築事業実施設計業務委託（平成26年度より継続・3,186万円）などが締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行った結果、適正に処理されていることを認めた。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

主な使用料及び賃借料の契約として、パソコン賃借料（12件：合計746万4,219円）、複写機賃借料（16件：合計304万9,566円）、学校図書館システム賃借料（2件：合計679万7,700円）などが締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行った結果、適正に処理されているものと認めた。

## 5 工事の施工状況

主な工事として、明石小学校屋内運動場改築工事、公立幼小中学校扇風機取替工事、登野城小学校仮校舎設置工事などが行なわれており、これらの工事の施工状況について、入札、契約、支出などに

係る書類から審査を行った結果、おおむね適正に管理されていることを認めた。

## **6 財産の管理状況**

### **(1) 行政財産について**

幼稚園 18 園、小学校 20 校、中学校 9 校について、損害保険に加入するなど適正に管理されていることを認めた。

### **(2) 借用財産について**

名蔵小中学校用地として、石垣島製糖株式会社と土地賃貸借契約を締結している。広さは約 1 万 8,655 平方メートル（5,643 坪）で年額 191 万 8,691 円としている。賃貸借契約について審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

### **(3) 目的外使用について**

9 月末時点での行政財産目的外使用件数は小学校 71 件（使用料収入 68 万 9,500 円）、中学校 55 件（使用料収入 49 万 8,050 円）となっている。

申請書などについて審査した結果、おおむね適正に処理されていることを認めた。

## **7 補助金の交付状況について**

### **(1) 石垣市遠距離通学費補助金**

石垣市遠距離通学費補助金について、小学校（平成 26 年度：14 万 3,385 円・平成 27 年度：14 万 788 円）、中学校（平成 26 年度：84 万 8,646 円・平成 27 年度：112 万 1,364 円）が交付されており、申請や交付決定などの事務について審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

## **8 指摘事項等**

### **(1) 消耗品費「図書カード（第 38 回デンタルフェア作品の部 賞品として）」について（注意事項）**

物品を購入し賞品とするならば消耗品費からの支出が適切であると考えますが、図書カードは金券であることから、消耗品費からではなく報償費からの支出が適切ではないかと考える。

### **(2) 幼稚園保育料の徴収について（是正事項）**

石垣市立幼稚園保育料の未納者に対し、督促状の送付が行なわれていない状況が見られた。

石垣市債権管理条例第7条第1項では「市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定され、続く第2項では「督促状(私債権に係るものを除く。)を発送したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」と規定されている。

また、石垣市財務規則第38条及び石垣市債権管理条例施行規則第3条においては「督促は、原則として履行期限後20日以内に督促状により行う。」と規定されている。

幼稚園保育料は非強制徴収公債権であることから、納期限後20日以内に督促状と督促手数料100円(やむを得ない理由を認めた場合は免除)を加えた納付書を発送しなければならない。

以上のことから規定に沿った徴収事務を行なうよう改善を求める。

### **(3) 修繕費と工事請負費について(注意事項)**

幼稚園及び小学校の天井扇風機修繕について、修繕費と工事請負費両方からの支出が見られる。請負内容は教室に設置されている故障した天井扇風機の取替であることから修繕費からの支出が適当ではないかと考える。

校舎全体の天井扇風機を全て取り換えるような大規模改修請負や、新たに増設する場合であれば工事請負費からの支出として差し支えないと考える。

### **(4) サービスの管理状況(注意事項)**

おおむね適正に管理されているが、出勤簿に欠勤が2件見受けられた。

当該職員の年次休暇は残っていたことから、休暇届が提出されないままであったと考えられる。出退勤管理システムのエラーについて、日々チェックを行い、発生した場合は迅速に処理するべきである。

## 《 学校指導課 》

### 1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、職員 8 名（課長 1 名、指導係 7 名）、嘱託職員 11 名（学校図書事務アドバイザー 1 名、学校 I C T 支援員 3 名、外国語学習支援員 4 名、教育研究所 1 名、適応指導教室指導員 2 名）、賃金職員 2 名（幼稚園教諭）となっている。

### 2 主な事務事業

学校指導課は、学校管理職・教職員の研修に関する事、県費負担教職員の定期人事異動事務に関する事、学力向上推進に関する事、教員評価システムに関する事、学校評議員に関する事、学校安全・防災計画及び危機管理に関する事、教科書の採択に関する事、就学支援委員会に関する事、教育研究所に関する事、幼稚園長の委嘱に関する事、外国語学習支援員(ALT)に関する事、学びの基礎力育成支援アドバイザーに関する事、地域交流子育て相談員に関する事等を含む 56 の事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入の執行について

予算現額 106 万 9,000 円に対し、調定額及び収入済額は 0 円で、執行率は 0%である。

これは本年度の歳入である「学びの基礎力育成支援事業補助金（予算現額 76 万 9,000 円）」と「沖縄県教育委員会研究指定校事業研究委託料（予算現額 30 万円）」の 2 件について、9 月末の時点で収納されていない事による。

#### (2) 歳出の執行について

予算現額 2 億 1,376 万 4,000 円に対し、支出負担行為額は 1 億 152 万 5,939 円で、執行率は 48%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 8,364 万 3,593 円で、執行率は 82%となっている。

#### (3) 資金前渡について

「通級指導教室にかかる児童の学級担任研修会講師謝礼」、「特別支援教育『子育て講演会』講師旅費」などについて行なわれており、これらについて審査の結果、適正に処理されていることを認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

住民訴訟の弁護に係る業務委託契約（契約額 108 万 5,370 円）が締結されており、契約、支出などについて審査を行った結果、適正に処理されているものと認めた。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

主な使用料及び賃借料契約として、教育機関巡回等車両リース契約（3 台：年額合計 70 万 128 円）、ホームページ専用サーバー使用料（年額 4 万 5,031 円）などの契約が締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行った結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### (1) 車両の管理について

3 台の車両を管理しており、すべてリースである。

運行日誌、自動車検査証、保険料の支出等に係る書類を審査した結果、おおむね適正に管理されていることを認めた。

## 6 サービスの管理状況

勤務状況など適正に管理が行なわれていることを認めた。

## 7 指摘事項等

### (1) 集合学習に係るバス賃貸借契約について（注意事項）

へき地教育対策費より支出された「北部地区集合学習 5/22 バス賃借料」及び「西部地区集合学習（川平小）9/8 バス賃借料」について、見積書の添付が 1 通しか見られない。これは 10 万円未満の契約であるからと考えるが、相見積書を省略できるのは 10 万円以下の「物品の購入又は修繕」の場合であり、使用料及び賃借料はこれに該当しない。

### (2) 補助金の交付状況について（注意事項）

石垣市学力向上推進委員会補助金（平成 26 年度及び平成 27 年度：50 万円）の支出について、平成 26 年度の決算額は 49 万 9,251 円であるが、50 万円で確定・精算されている。このような精算は剰余金額を発生させることから、決算額を確定額として精算すべきであると考えられる。

### **(3) 支出負担行為書の備考欄について（是正事項）**

今回審査した随意契約に係る複数の支出負担行為書において、備考欄の未記入が多く見られた。

支出負担行為書の備考欄は、随意契約締結の根拠法令や、請書や相見積書省略の根拠規則などを記入する仕様となっており、財務会計行為の正当性を裏付ける為にもこれらの記載は省かれるべきではないと考える。

## 《 いきいき学び課 》

### 1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 8 名（課長 1 名、学び係 6 名、青少年係 2 名）、嘱託職員 8 名（社会教育指導員 1 名、教育相談員 1 名、生活指導員 2 名、ユースアドバイザー 3 名、子ども若者相談員 1 名）、賃金職員 1 名（学び係）となっている。

### 2 主な事務事業

いきいき学び課は、生涯学習の普及、啓発及び振興に関すること、青少年の社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること、社会教育委員に関すること、社会教育指導員に関すること、市立公民館の管理及び施設使用に関すること、市立公民館運営審議会委員の会議に関すること、文化会館の管理及び施設使用に関すること、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供に関すること、学力向上地域支援に関すること、石垣市青少年センターに関することなどを含む 20 の事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### （1）歳入の執行について

予算現額 241 万 1,000 円に対し、調定額は 24 万 815 円で、執行率は 10%である。また、調定額に対する収入済額は 21 万 7,646 円で、執行率は 90%となっている。

#### （2）歳出の執行について

予算現額 4,232 万 1,000 円に対し、支出負担行為額は 2,020 万 9,692 円で、執行率は 47%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1,596 万 7,368 円で、執行率は 79%となっている。

### 4 契約事務の状況

#### （1）業務委託契約について

主な業務委託契約として、石垣島天文台運營業務委託（年額：144 万 5,040 円）、平得公民館管理委託（年額 34 万 9,312 円）、文化会館管理委託（年額 29 万 6,700 円）、公民館学級委託（年額 10 万円）などの契約が締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行った結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。



## **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

主な使用料及び賃借料の契約として、印刷機賃貸借（2件：合計16万2,000円）、青色回転灯車両賃借（年額26万4,924円）などが締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行った結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **5 財産の管理状況**

### **(1) 借用財産の管理について**

石垣市立文化会館借地料契約を国と締結しており、石垣市シルバー人材センターへ来館者受付業務を委託しており、それらの手続きについて審査を行った結果、適切に処理されていることを認めた。（借地料年額82万7,732円）

### **(2) 車両の管理について**

3台の車輛と1台の原動機付き自転車を管理しており、うち車両2台がリースである。保険料の支出や契約に関する書類を審査した結果、適正に管理されていることを認めた。

## **6 サービスの管理状況**

勤務状況など適正に管理が行なわれていることを認めた。

## **7 指摘事項等**

### **(1) 随意契約の締結に係る事務について（是正事項）**

随意契約の場合、支出負担行為書の備考欄に根拠法令及び規則が記載されるが、今回調査した複数の随意契約において、これらの記載は見られなかった。

またシルバー人材センターと随意契約を締結する際は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用し、石垣市財務規則第109条第2項第1号に基づき契約締結の前後にその内容を公表しなければならないが、行なわれていない状況が見られることから改善を求める。

### **(2) 平成27年度複写機賃借料及び使用料（平成27年6月～平成28年3月）の契約について（注意事項）**

石垣市財務規則110条第2項「市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき」を根拠として、見積書の添付を契約相手からの1通のみとしている。

しかし当該契約は「物品の購入」ではないことから見積書を1通

とすることは不適切であると考える。

### **(3) 補助金の精算について（是正事項）**

石垣市文庫連絡協議会や石垣市自治公民館連絡協議会など 12 の団体に対して補助金の交付を行っており、申請受付、交付決定、実績報告及び確定などの事務について審査した結果、おおむね適正に処理が行なわれていることを認めたが、平成 26 年度に支出されたすべての補助金について、概算払いによって支出されているが精算が行なわれていない状況が見られた。

石垣市財務規則第 55 条において「支払事務の完了後 7 日以内に精算書に債権者から徴した領収書又は支払いを証明するに足りる書類を添えて精算しなければならない。」と規定されているが、補助金については財政援助団体からの決算報告を以て補助金額が確定した段階で精算を行うことが適当ではないかと考える。

## 《 文化財課 》

### 1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、職員 9 名（課長 1 名、文化財係 4 名、記念物係 4 名）、嘱託職員 1 名（記念物係）、賃金職員 6 名（記念物係）となっている。

### 2 主な事務事業

文化財課は、文化財審議会に関すること、文化財の基礎調査に関すること、文化財の維持管理と保護整備に関すること、文化財の指定に関すること、文化財の保護と開発調整に関すること、文化財の保存及び教育普及に関すること、その他文化財に関することについて所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### （1）歳入の執行について

予算現額 8,549 万 4,000 円に対し、調定額は 46 万 1,500 円で、執行率は 0.5%である。また、調定額に対する収入済額は 40 万 8,400 円で、執行率は 88%となっている。執行率の低い原因は歳入予算額の大半を占める「フルスト原遺跡保存修理事業補助金(7,200 万円)」の調定及び収入が行なわれていないことによる。

#### （2）歳出の執行について

予算現額 1 億 125 万円に対し、支出負担行為額は 1,223 万 8,997 円で、執行率は 12%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 739 万 7,044 円で、執行率は 60%となっている。

執行率の低い原因は 9 月末時点で平得宇部御嶽遺跡発掘調査事業（643 万 6,000 円）と大浜地区歴史遺産活用事業（現年度：4,125 万円、繰越：2,548 万 4,000 円 ※沖振交）の未着手によるものである。

### 4 契約事務の状況

#### （1）業務委託契約について

主な業務委託契約として、指定文化財等清掃業務委託(137 万円)、権現堂管理委託（18 万円）、旧宮良殿内並びに宮良殿内庭園管理業務委託（198 万円）などが締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行った結果、適正に処理されているものと認めた。

## **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

主な使用料及び賃借料の契約として、戦跡めぐりバス賃借（3万5,154円）、車両賃借（3万5,640円）について締結されており、契約、支出などについて審査を行った結果、適正に処理されているものと認めた。

## **5 工事の施工状況**

平成27年9月末現在で行なわれた工事は「旧宮良殿内屋根修復工事」の1件で、契約、施工状況、支出などについて審査を行った結果、適正に処理されているものと認めた。

## **6 財産の管理状況**

### **(1) 行政財産の管理について**

宮良殿内や権現堂などの建物（3件）、フルスト原遺跡やヤエヤマヤシ群落などの土地（16件）について管理しており、建造物には消火用設備を設置するなど適切に管理が行なわれていることを認めた。

### **(2) 車両の管理について**

現在3台の車両を管理しており、損害保険への加入及び支出等について審査の結果、適正に管理されていることを認めた。

## **7 補助金の交付状況について**

八重山上布伝承者養成補助金（平成26年度及び平成27年度：6万円）を交付しており、補助金の交付申請から確定までを審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

## **8 サービスの管理状況**

勤務状況など適正に管理が行なわれていることを認めた。

## **9 指摘事項等**

特になし

## 《 市史編集課 》

### 1 職員の配置状況

市民生活課の職員の配置状況は、課長 1 人、主任 2 人の計 3 人である。その他再任用職員 1 人、臨時職員 1 人である。

### 2 主な事務事業

市史編集課は、石垣市史及び関係資料の編集発行に関すること、史資料の調査・収集・整理及び所蔵資料の情報提供に関すること、石垣市史及び関連資料の出荷に関すること、市民文化の向上に関すること、行政文書・公文書の整理及び保管に関すること等を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入について

予算現額 73 万 8,000 円に対し、調定額は 4 万 560 円で、予算現額に対し 5.5%、収入済額も、4 万 560 円で、調定額に対し 100% となっている。

#### (2) 歳出について

予算現額 1,638 万 1,000 円に対し、支出負担行為済額は、1,135 万 8,235 円で、予算現額に対し 69.3%、支出済額は、90 万 7,289 円で、支出負担行為済み額に対し 8.0% となっている。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、いしがきの原風景写真等デジタル化事業委託（712 万 3,680 円）の契約である。

この業務委託契約について、予定価格調書、契約書、支出負担行為書等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 発刊物について

発刊物については、「石垣市史 各論編（考古）」を 500 部発刊、また、「石垣市史叢書 22 参遣状（喜舎場永珣旧蔵史料）2」についても年度内に刊行予定である。

7 サービスの管理状況

勤務状況など適正に管理が行なわれていることを認めた。

8 指摘事項等

特になし

## 《 博物館 》

### 1 職員の配置状況

博物館の職員の配置状況は、館長 1 人、館長補佐兼係長 1 人、係長 1 人、主査兼学芸員 1 人の計 4 人である。その他嘱託職員 1 人、臨時職員 2 人である。

### 2 主な事務事業

博物館は、施設等の維持管理に関する。入館料その他収入に関する。常設展、企画展、その他展示に関する。収蔵品の整理保存に関する。市民対象の文化講座開催。こども博物館教室の実施。こども手作り教室、博物館体験講座等の開催。八重山博物館所蔵資料修復及び整理・活用事業。喜舎場永殉資料調査事業。収集資料の調査研究に関する。収集資料の解説書、目録、研究報告書等の刊行に関する。博物館協議会に関するなどを所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入について

予算現額 343 万 3,000 円に対し、調定額は 48 万 3,540 円で、予算現額に対し 14.1%、収入済額は、45 万 2,4401 円で調定額に対し 93.4%となっている。

#### (2) 歳出について

予算現額 3,444 万 9,000 円に対し、支出負担行為済額は、2,475 万 6,551 円で、予算現額に対し 71.9%、支出済額は、625 万 2,742 円で、支出負担行為済額に対し 25.3%となっている。

#### (3) 収入未済額について

収入未済額については、博物館使用料に係る収入未済額が 1 万 6,700 円、博物館刊行物売払代金に係る収入未済額が 1 万 4,400 円生じている。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約については、博物館内展示室等ガスくん蒸消毒業務（116 万 6,400 円）、八重山博物館所蔵喜舎場永殉コレクション新聞資料修復保存業務委託（沖縄振興特別推進交付金事業）（1,707 万 1,657 円）などの契約である。

これらにおいて、予定価格調書、契約書、支出負担行為書、検査調書等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

## **5 財産の管理状況**

### **(1) 借用財産について**

借用財産については、博物館資料及び収蔵品の保管室として鉄筋コンクリートブロック造トタン葺平屋（330㎡）を借用している。

### **(2) 車両の管理について**

車両の管理については、1台の車両を管理している。この沖縄480ゆ4835軽貨物スバルの車両について、運行日誌、自動車検査証、任意保険関係などを審査した結果、おおむね良好に管理されている。

## **6 サービスの管理状況**

勤務状況など適正に管理が行なわれていることを認めた。

## **7 指摘事項等**

特になし



## 《 給食センター 》

### 1 職員の配置状況

給食センターの職員の配置状況は、所長 1 人、所長補佐兼係長 1 人、ボイラー技士 1 人、運転士 4 人、調理員 3 人の計 10 人である。その他臨時職員 20 人である。

### 2 主な事務事業

給食センターは、施設及び設備等の管理、物品購入の計画及び管理、ボイラーの取り扱い及び機械器具等の維持補修、学校給食の調理に関すること、学校給食の運搬に関すること、施設及び設備等の衛生管理及び防災管理、車両管理及び維持補修に関すること、学校給食会計業務などを所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入について

予算現額 1,000 円に対し、調定額は 180 円で予算現額に対し 18.0%、収入済額は 0 円となっている。

#### (2) 歳出について

予算現額 8,268 万 9,000 円に対し、支出負担行為済額は、4,667 万 2,610 円で、予算現額に対し 56.4%、支出済額は、2,893 万 7,709 円で支出負担行為済額に対し 62.0%となっている。

#### (3) 収入未済額について

収入未済額については、電柱使用料(旧学校給食センター敷地内)の 180 円が収入未済額となっている。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、汚水処理施設維持管理業務委託(116 万 6,400 円)、自家用電気工作物保安管理業務委託(49 万 2,480 円)、煮炊き室清掃業務委託(48 万 6,000 円)、消防設備点検業務委託(19 万 4,400 円)、施設衛生検査業務委託(66 万 960 円)などである。

これらについて、支出負担行為書、予定価格調書、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

賃借料及び賃借料の契約については印刷機賃借（長期継続契約 年額 18 万 7,920 円）、複合機賃借（長期継続契約 年額 8 万 9,424 円）の契約である。

これらについて、予定価格調書、長期継続契約書等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **(3) 工事請負契約について（平成 26 年度施工分）**

工事請負契約については、旧石垣市給食センター解体工事（1,199 万 9,880 円）、残飯プレハブ建物設置及び高架水槽マンホール設置工事（118 万 8,000 円）の契約である。

これらについて、入札書、開札調書、契約書、予定価格調書、最低制限価格調書、支出負担行為書、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **5 財産の管理状況**

### **(1) 車両の管理について**

車両の管理については、8 台の車両を管理しており、この内、沖縄 480 ゆ 4637、沖縄 128 さ 989、沖縄 128 さ 1005、沖縄 128 さ 1104 の車両について、運行日誌、自動車検査証、任意保険等を確認した結果、おおむね良好に管理されている。

## **6 サービスの管理状況**

勤務状況など適正に管理が行なわれていることを認めた。

## **7 指摘事項等**

### **(1) 収入未済額について（注意事項）**

電柱設置土地使用料が収入未済額となっていたが、使用料は、行政財産の使用又は公の施設の利用を開始する前に徴収することになっていることから（使用料条例第 6 条）収入未済額を生じさせないよう努めていただきたい。

## 《 図書館 》

### 1 職員の配置状況

図書館の職員の配置状況は、館長 1 人、副主幹兼係長 1 人、係長 1 人、主任 1 人、司書 1 人の計 5 人である。その他嘱託職員 4 人、臨時職員 5 人である。

### 2 主な事務事業

図書館は、施設及び設備の維持管理・集会施設等の使用に関すること、図書館資料の選定・収集・整理及び保存に関すること、図書館資料の除籍に関すること、寄贈及び寄託資料に関すること、図書館資料の利用に関すること、読書案内・教育相談及び調査研究に関すること、他の図書館との相互協力及び図書館資料の相互貸借に関すること、視聴覚教育に関すること、地元新聞及び郷土資料等の総合的検索システム構築導入事業、移動図書館（北西部移動図書館活動）、ブックスタート事業（乳幼児期からの絵本の読み聞かせの体験を通じた本と読書に親しむ子供の育成）などを所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### （1）歳入について

予算現額 11 万円に対し、調定額は 2 万 9,200 円で予算現額に対し 26.5%、収入済額も 2 万 9,200 円で調定額に対し 100%となっている。

#### （2）歳出について

予算現額 5,454 万 1,000 円に対し、支出負担行為済額は、2,956 万 512 円で、予算現額に対し 54.2%、支出済額は、1,783 万 2,941 円で、支出負担行為済額に対し 60.3%となっている。

### 4 契約事務の状況

#### （1）業務委託契約について

業務委託契約については、エレベーター保守点検業務委託（68 万 6,880 円）、定期清掃業務委託（150 万 1,200 円）、日常清掃業務委託（132 万円）、電子計算機の保守委託（長期継続契約 年額 125 万 7,120 円 図書館システム及び機器その他一式）、電子計算機の保守委託（長期継続契約 年額 20 万 4,768 円 移動図書館システム及び機器その他一式）などである。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況などを審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

使用料及び賃借料の契約については、電子計算機の機器賃貸借(長期継続契約 年額 443万 2,320円)、輪転機賃貸借(17万 4,960円)、車両賃貸借(長期継続契約 年額 28万 8,540円)などである。

これらについて、予定価格調書、長期継続契約書等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **(3) 工事請負契約について**

### **○ 平成 27 年度施工分**

図書館庇改修工事が予算措置されているが 9 月末現在未契約である。

### **○ 平成 26 年度施工分**

平成 26 年度の工事請負契約については、石垣市立図書館収蔵庫建築工事(沖縄振興特別交付金事業 4,236万 3,000円)、石垣市立図書館収蔵庫設備工事(沖縄振興特別交付金事業 2,156万 1,120円)である。

これらについて、入札書、契約書、予定価格調書、最低制限価格調書、支出負担行為書、履行状況などを審査した結果、おおむね適正に処理されていると認めた。

## **5 財産の管理状況**

### **(1) 車両の管理について**

車両の管理については、沖縄 480 ゆ 5552 の 1 台の車両を管理しており、この車両について、運行日誌、自動車検査証、任意保険などを確認した結果、運行日誌において決裁漏れが見られた。

## **6 サービスの管理状況**

サービスの管理については、出退勤管理システムにより適正に管理されている。

## **7 指摘事項等**

### **(1) 車両の管理について(注意事項)**

運行日誌に決裁漏れが見受けられたので、決裁漏れのないよう努めていただきたい。